

## 平成 26 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	25,754,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	175,269,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	94,844,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	43,012,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,696,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,543,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	38,915,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	8,938,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,237,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,312,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,657,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	11,419,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	383,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,106,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	8,759,000 キロワットアワー
北上大規模太陽光発電所 (仮称)	257,000 キロワットアワー

計

499,101,000 キロワットアワー

## (2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
胆沢第三発電所建設事業	奥州市地内	267,783 千円	発電所建屋建設工事、水車発電機製作工事等
北上大規模太陽光発電所(仮称)建設事業	北上市地内	565,398 千円	発電所建設工事等
計		833,181 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 電気事業収益	5,044,440 千円
第1項 営業収益	4,579,958 千円
第2項 附帯事業収益	101,979 千円
第3項 財務収益	61,860 千円
第4項 事業外収益	60,668 千円
第5項 特別利益	239,975 千円

## 支 出

第1款 電気事業費用	4,367,101 千円
第1項 営業費用	4,107,911 千円
第2項 附帯事業費用	86,652 千円
第3項 財務費用	99,541 千円
第4項 事業外費用	743 千円
第5項 特別損失	67,254 千円
第6項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 484,850 千円及び投資 2,007,600 千円を除く。）に対し不足する額 2,401,377 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,188,547 千円、減債積立金 244,480 千円、建設改良積立金 514,418 千円、中小水力発電開発改良積立金 192,024 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 30,000 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,908 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,575,624 千円
第1項 補助金	50,980 千円
第2項 負担金	31,526 千円
第3項 長期貸付金償還金	998,268 千円
第4項 投資償還収入	494,850 千円
支 出	
第1款 資本的支出	5,499,751 千円
第1項 建設費	833,181 千円
第2項 改良費	1,943,674 千円
第3項 電源開発費	380,426 千円
第4項 企業債償還金	299,870 千円
第5項 投資	2,007,600 千円
第6項 繰出金	30,000 千円
第7項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
柏台発電所水車発電機分 解点検補修工事	平成 26 年度から平成 27 年度まで	238,000 千円

高森高原風力発電所（仮称）風況調査他業務委託

平成 26 年度から平成 27 年度まで

120,000 千円

（一時借入金）

第 6 条 一時借入金の限度額は、30,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1） 営業費用と附帯事業費用

（2） 営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1） 職 員 給 与 費

1,092,700 千円

（2） 交 際 費

305 千円